

Weekly Report

第224号
平成25年7月22日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

活用しやすくなる事業承継税率

事業承継に対する取組は、目の前の問題が優先され後回しになりがちですが、後継者の育成や自社株対策など時間がかかることが多く、問題が表面化していないからといって先送りすれば有効な対策が少なくなります。

まずは事業計画を作成し、自社の現状や後継者の状況などを整理した上で、対策が必要となる問題点は何かを明確にすることが重要です。

◆要件緩和など見直される事業承継税制

後継者が相続・贈与により取得した非上場株式の納税を猶予する事業承継税制は、25年度改正により主に以下の見直しが行われました。(一部を除き、27年1月から適用)。

◎事前確認制度の廃止……制度利用前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要がありましたが、不要になりました。(25年4月から実施済み)。

◎親族外承継の対象化……後継者は先代経営者の親族に限定されていますが、親族以外に事業継承する場合も対象になります。

◎雇用8割維持要件の緩和……納税猶予を継続す

るには5年間、雇用の8割以上を維持する必要がありますが毎年ではなく5年間の平均で判定されます。

◎役員退任要件の緩和……先代経営者は贈与時に役員を退任する必要がありますが、代表者の退任が要件となります。(有給役員として残留可)。

◎納税猶予打ち切りリスクの緩和……要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税(2.1%)が必要ですが、*利子税率を0.9%に引下げ(26年から適用)、*承継5年超の場合、5年間の利子税が免除されます。

消費増税時の住宅購入に現金給付

消費税引き上げ後に住宅を購入した場合の負担軽減策として、26年4月から住宅ローン減税を拡充(一般住宅の場合、10年間の最大控除額は400万円)し、所得税から控除し切れない場合における住民税の控除上限額も引き上げられます。

これらの措置と併せて、年収に応じた現金給付も行う方針で、消費税率8%時は年収425万円以下に30万円、475万円以下は20万円、510万円以下は10万円が給付される予定です。(10%時は775万円以下に10~50万円)。また、一定の現金購入者も対象になります。

住宅購入のタイミングは、軽減策や金利の動向などを考慮し、検討する必要があります。

改めて電話対応の基本を確認

近時、ビジネスツールはメールやFAXが多くなり、ビジネスでの電話対応に苦手意識をもっている社員が増えているようです。

*受信の第一声は明るく元気な声で、*先方の社名・氏名は必ずメモを取る、*聞き取れない場合はうやむやにせず丁寧に聞き返す、*取り次ぐ時は保留にしてから、*長く保留にして相手を待たせない、*クレームはたらい回しにしない、*相手が切ったのを確認してそっと切る、など気持ちのこもった対応の基本を再確認します。